

社会福祉法人日置福社会
指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人日置福社会が設置経営するうめの里相談支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「従業者」という。）が、障害者（児）に対し、適切な計画相談等の支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業に当たっては、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、配慮して行うものとする。

2 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 指定特定相談支援および指定障害児相談支援は、利用者または障害児の家族の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するように行うものとする。

4 事業所は、自らその提供する事業の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

5 前4項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 うめの里相談支援センター

(2) 所在地 日置市日吉町日置字梅山197番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名（常勤・兼務）

管理者は、事業所の相談支援専門員等、従業者の管理、指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

2 相談支援専門員 1名以上（常勤・兼務）

相談支援専門員は、障害者（児）等からの基本的な相談、サービス等利用計画の作成およびモニタリングに関する業務を担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日まで（ただし事業所の定める休日を除く）
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(主たる対象者)

第6条 事業の主たる対象者は次のとおりとする。

- (1) 知的障害者
- (2) 身体障害者
- (3) 精神障害者
- (4) 障害児

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は日置市とする。

(サービスの提供内容)

第8条 指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 障害者（児）等からの基本的な相談
- (2) 計画相談支援
 - ① サービス利用支援（サービス等利用計画の作成等）
 - ② 継続サービス利用支援（モニタリング等）

(利用者等から受領する費用の額等)

第9条 事業所は、法定代理受領を行わない指定特定相談支援及び指定障害児相談支援を提供した際は、厚生労働省が定める額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、前項に定める支払の額を受けるほか、通常の事業の実施地域以外の居宅等を訪問して第8条に定めるサービスの提供を行った場合は、それに要した交通費、駐車場料金等について実費を徴収することができる。

なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- (1) 日置市から片道概ね10km未満 300円
- (2) 日置市から片道概ね10km以上 500円

3 事業所は前2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

4 第1項並びに第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(苦情解決)

第10条 事業所は、提供したサービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口を設置する。

2 事業所は、前項の苦情を受けた場合は、当該苦情の内容等について記録するものとする。

3 事業所は、利用者等からの苦情に関して市町村又は都道府県が行う調査に協力するとともに、市町村又は都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権擁護および虐待の防止のため次のような措置を講ずる

- (1) 行動規範の周知徹底、従業者の資質向上のための研修
- (2) 前条に定める苦情解決の円滑な実施及び改善

(その他運営に関する留意事項)

第12条 事業所は、従業者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 月1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得るものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人日置福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。